

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

第1条 甲は、乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であるとき、又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているとき。
- (2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図るため又は第三者に損害を加えるために暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、直接又は間接的に、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請負人等(墨田区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年5月16日23墨総契第135号)第2条第7号に規定する下請負人等をいい、当該下請負人等が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 乙は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額(契約の一部の履行があったときは、契約金額から履行部分に対する契約代金相当額を控除して得た額の100分の10相当額)を、違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は、一切賠償の責めを負わない。

5 乙は、この契約の履行に当たり、墨田区契約における暴力団等排除措置要綱第4条の規定による入札参加除外措置を受けている者にこの契約を再委託してはならず、この契約の再委託を受託した者が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、速やかに当該契約を解除しなければならない。

6 甲は、乙に、第1項各号に掲げる事項に該当する疑義が生じた場合は、警視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。

7 前各項に定めるもののほか、契約解除に伴う措置等については、契約約款に定めるところによる。

(不当介入等に関する通報報告)

第2条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団、暴力団員等又は不当介入団体等(違法又は不当な方法により不当な利益を獲得しようとする活動を行う団体又は個人をいう。以下同じ。)から不当介入等(業務妨害等の不当介入及び下請参入等の不当要求をいう。以下同じ。)を受けた場合(再委託を受託した者が暴力団、暴力団員等又は不当介入団体等から不当介入等を受けた場合を含む。)は、遅滞なく、甲に報告する

とともに、警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

- 2 前項の規定による報告及び通報は、それぞれ書面により行うものとする。
- 3 乙は、再委託を受託した者が暴力団、暴力団員等又は不当介入団体等から不当介入等を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該再委託を受託した者を指導しなければならない。
- 4 甲は、乙が暴力団、暴力団員等又は不当介入団体等から不当介入等を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったときは、墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年9月20日18墨総契第387号）別表の8「不正又は不当な行為」に該当するものとして、指名停止措置を講ずることができる。